

笛吹市告示第 56 号

笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日

笛吹市長 山 下 政 樹

笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱の一部を
改正する要綱

笛吹市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱(令和 5 年笛吹市告示第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。